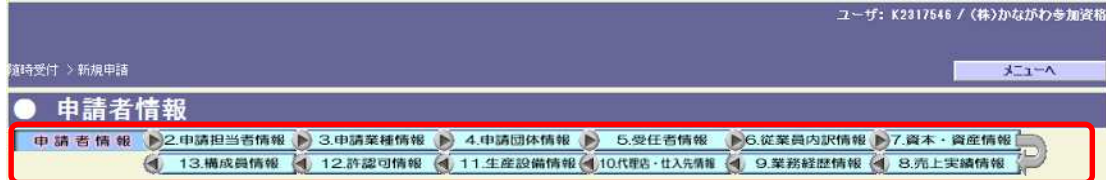


4 申請書入力操作における共通事項

申請書を入力する前に、申請書の各画面共通の操作について説明します。

4.1 申請画面タブ



申請書作成画面が13画面あるため、複数の画面を1つのウィンドウ内で切り替えることができます。画面名のボタンをクリックすると、該当する画面に遷移します。

なお、次の表のとおり、申請種別によって入力が必要な画面が異なります。

画面名	申請種別による入力要否			
	新規	継続	業種追加	団体追加
1. 申請者情報				
2. 申請担当者情報				
3. 申請業種情報				×
4. 申請団体情報			×	
5. 受任者情報				
6. 従業員内訳情報				×
7. 資本・資産情報			×	×
8. 売上実績情報				×
9. 業務経歴情報				×
10. 代理店・仕入先情報				×
11. 生産設備情報				×
12. 許認可情報				
13. 構成員情報			×	×

...要入力画面 ...申請内容によっては要入力画面

...入力不可だが参照可能画面 × ...入力及び参照不可画面（画面ボタンがグレー）

直近の認定情報を申請情報として初期表示します。

4.2 メニューへ（ボタン）



「メニューへ」ボタンをクリックすると、入札参加資格申請メニュー画面が表示されます。

なお、申請書入力中にこのボタンを使用した場合、申請書の作成は中断され、作成中の申請書データは保存されません。

申請書データを保存する場合は、「入力内容保存」ボタンをクリックします。

保存した申請書データを開く場合は、「4.5 申請書データの修正」をご参照ください。

4.3 申請書データの保存

各申請書画面の入力途中で「入力内容保存」ボタンをクリックして、それまで入力した内容を保存することができます。

こまめに「入力内容保存」ボタンをクリックして入力した内容を保存することをお勧めします。

また、画面を開いたまま何の操作も行わない状態で30分間放置すると、セキュリティ上、自動的にシステムとの接続が切断されるようになっています。この場合は入力途中の内容が無効となりますので、注意してください。



業種区分が入力されていないと、保存することができません。

4.4 申請書の送信

「送信手続へ」のボタンをクリックして、「申請内容確認画面」を表示します。

申請書を確認後、「送信」ボタンをクリックしてデータを送信します。

入力内容を保存しただけでは、データは送信されませんので、ご注意ください。

データが正しく送信されると送信後に申請書仮受付票発行画面が表示され、「受付番号」が画面に表示されます。

申請が到着しました	
申請者名	個人事業主(個人事業主)
発行番号	0002106301
申請書類一式出力	

申請書データの送信を行ったあと、しばらくすると申請書データを受け付けた旨を通知するメールが申請者及び申請手続担当者あて送付されます。通知メールには「受付番号」が付記されています。

このメールは、競争入札参加資格申請の認定をしたというメールでは、ありません。

競争入札参加資格の認定は、申請書データがコンピュータに到達し、申請に必要な書類が「入札参加資格共同受付窓口」に到着して、神奈川県が共通審査部分の審査を、市町村等の団体に申請がある場合は市町村等の固有部分の審査が完了し、それから認定となります。

4.5 申請書データの修正

保存した申請書データを修正するには、手続済申請書修正 / 取下「申請書選択」をクリックして申請書修正 / 取り下げ 申請書選択画面を表示させます。

ユーザ: K2317546 / (株)かながわ参加資格

インターネット申請 インフォメーション

インフォメーション

1 ICカードの名義人等の登録情報は最新ですか？ 平成25年10月9日

電子入札システムでご利用になっているICカード(電子証明書)の記載事項に変更があった場合は、直ちにICカード発行会社(認証局)にカードの失効申請及び新しいカードの発行申請が必要になります。

また、例えば、代表者が変更したにもかかわらず、ICカードの記載事項が旧代表者のままで入札に参加すると、「ICカードの不正使用」となり、発注者は、ICカードが不正に使用された入札案件について、当該入札参加者に対し次の措置をとることができますので、ご注意ください。

(1) 落札者決定までに不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格を取り消します。ただし、既に入札書を提出している場合には、開札時に当該入札書を無効なものとして取り扱います。

(2) 落札者決定後に不正使用が判明したときは、契約締結前のときは契約締結を行いません。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除します。

⇒詳しくは、かながわ電子入札共同システムのトップページから電子入札運用基準をご覧ください。

記載事項に変更があった場合は、本システムによる代表者変更等の届出と併せて、カードを更新するなど、適正な手続をお願いします。

- 終了(ログアウト)
- 【入札参加資格申請メニュー】
- 定期受付
 - 新規申請
 - 継続申請
 - 新規申請(簡易)
 - 継続申請(簡易)
- 随時受付
 - 新規申請
 - 継続申請
 - 新規申請(簡易)
 - 継続申請(簡易)
 - 業種追加申請
 - 団体追加申請
- 変更届提出
 - 変更届申請
 - 廃業届申請
 - 認定辞退申請
- WTO申請 / 企業再編
 - 新規申請(WTO)
 - 継続申請(WTO)
 - 団体追加申請(WTO)
 - 企業再編申請
- 手続済申請書修正 / 取下**
 - 申請書選択**
- 申請状況確認
- 通知事項確認
- 登録情報確認
- パスワード変更
- メールアドレス変更届

申請書修正 / 取り下げ 申請書選択画面が表示されますので、申請書類選択欄を選択し、修正実行ボタンをクリックしてください。

「修正実行」ボタンをクリックすると、申請前確認事項画面が表示されます。

ユーザ: 123456 / (株)かながわ資格申請業者

インターネット申請 手続済申請書の修正 / 取り下げ 申請書選択

現在、以下の申請書が届けられています 修正、もしくは取り下げたい申請を選択して下さい。

申請 書種別	申請書名	保存年月日	送信年月日
<input checked="" type="radio"/>	定期受付 入札参加資格認定申請	平成17年8月27日	平成17年8月27日

選択した申請を修正、もしくは取り下げますか？取り下げる場合には、取り下げ実行ボタンを押して下さい。
修正する場合には、修正実行ボタンを押して下さい。修正、もしくは取り下げを中止する時は戻るボタンを押して下さい。

修正実行 取り下げ実行 戻る

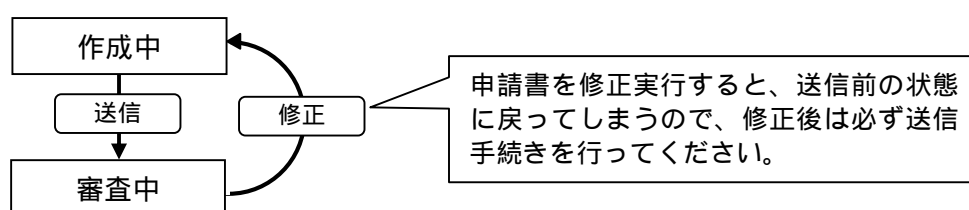
4.6 送信後の状況確認

データを送信した後、「入札参加資格申請メニュー」の「手続済申請書修正/取下」の「申請書選択」から既に「審査中」となっている申請書を選択して開いてしまうと、送信前の状態である「作成中」に戻ってしまいます。

提出した申請書を確認したい場合には、「入札参加資格申請メニュー」の「申請状況確認」で確認してください。

もし、「入札参加資格申請メニュー」の「手続済申請書修正/取下」の「申請書選択」から入力画面を開いてしまった場合には、もう一度データを送信していただく必要があります。

再送信していただくと、再び「審査中」になります。



4.7 複数の申請書を提出する場合

同じ名簿登載年度の新規申請、業種追加申請、団体追加申請、変更届等は1つの申請が認定（変更届の場合は受理）されるまで、次の申請（届出）をすることはできません。

（例）

2017・2018年度（平成29・30年度）	変更届	}	同時に申請することができません。
2017・2018年度（平成29・30年度）	業種追加申請		

既に申請中のデータがある場合には、「他の届出があるため申請できません。」とのメッセージが表示されます。

審査中の申請（届出）が認定（手続終了）となってから、次の申請（届出）を行ってください。